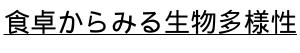
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (その2)



私たちの毎日の食卓は、健 全な生態系からの様々な恵 みであふれています。

阿蘇の赤牛の消費が草原保全につながる。ジビエ(有害駆除のシカ・イノシシ肉の利用)も

おいしい水は 豊かな森林から

藻場・干潟、浅 ・海域等は魚貝 類のゆりかご

> 化学肥料や農薬を 控えた野菜の消費 は生物多様性への ・ 負荷を軽減 ・ 水環境の保全にも 貢献

国産材テーブルの 使用が人工林の手 入れにつながる 地産地消により、 輸送のエネルギー 消費が削減される。 国産材の消費は、 吸収源対策の促進 に寄与。

環境保全型の水田 やため池は水鳥、両 生類、水生昆虫の 生息地として機能。

国産間伐材の割り 箸利用が人工林の 手入れにつながる

国産椎茸を食べると、 ほだ木利用促進が里 山手入れにつながる

百年先を見通した我が国の生物多様性の保全(その3)

農林水産業・農山漁村と生物多様性

第2回特別部会農林水産省提出資料

農林水産業は、自然界の循環機能を利用し、動植物を育むことによって行われる生産活動であり、 持続可能な農林水産業の維持・発展のためには生物多様性の保全は基本的な課題 また、自然と人間が共存してきた農山漁村特有の自然環境を維持することが重要

国土の大半を占める農林水産業の場は、国土の生物多様性保全のため重要な環境を形成

農地面積 481万ha…国土の13%

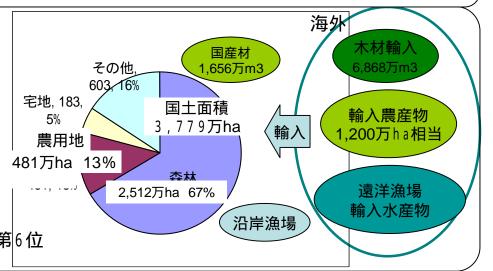
水環境 200万haの水田

40万kmの水路、21万ヶ所のため池

森林面積 2.512万ha…国土の67%

人工林 1,036万ha 国有林 784万ha

漁場 日本の排他的経済水域面積447万km2 は世界第6位



森林

原生的な天然林の保全や 持続可能な森林経営を通 じて、多様な野生動植物 が生息・生育

里地里山

農林業の営み等を通じて、 特有の自然環境が持続 的に形成され、多様な野 生動植物が生息・生育

里海

藻場・干潟など、人が適度な働きかけを継続しながら、多様な魚介類等、自然からの恵みを享受

海洋

寒流・暖流が交錯する 生物の多様性に富む 豊かな漁場

バイオテクノロジー

遺伝資源の保存・提供等

遺伝子組換え作物の利用における安全性確保(カルタヘナ法)

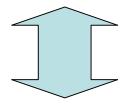
国際的視点

食料·木材·水産物などを輸入に依存 国際的な視点による評価の必要性

百年先を見通した我が国の生物多様性の保全(その4)

幅広い国民の理解と参加のもと、生物多様性を考慮した持続的な農林水産業を推進

生物多様性に配慮した農林水産業の推進



健全な農林水産業の振興、 農山漁村の活力向上によ る農林水産業を通じてつく られる特有の自然環境の 維持 目指すべき姿(目標)を明確にするための取り組みの推進

環境保全に配慮した農林水産業の推進

農林水産業と生物多様性の関係についての評価指標の検討・開発

と関連施策の効果把握・評価

主要施策における、生物多様性保全の検証・反映

国土の生物多様性保全に向けた地域の多様な取り組み支援

間伐等適切な森林の保全・整備の推進

NPOをはじめとする国民参加の森づくり

有機農業等の推進

耕作放棄対策の推進

鳥獣害防止対策の推進

多様な主体が行う共同活動の支援

生物多様性に配慮した農業農村整備手法の推進·普及 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進(冬 期湛水の取組など)

都市農山漁村の交流・定住促進による地域資源の保全・活用

藻場・干潟の造成・再生

海洋生物資源の保全・持続的利用(資源回復計画等) 等

安全で良質な農林水産物を供給

国産農水産物・国産材の活用、バイオマスの活用

農林水産業、農山漁村の活性化

自然とのふれあい、 環境教育の推進

地球温暖化防止、国土の保全

農林水産省生物多様性戦略の策定 農林水産省の生物多様性保全に向けた基本的な方針・戦略を作成

戦略の視点

多様な主体による取り組み

多様な分野との連携

実践的な行動計画

国民の目線に立った内容により、国民的な行動 に向けたインセンティヴの提示 新しい生物多様性国家戦略への反映

生物多様性条約の中長期目標への貢献 (2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少)

戦略3 3 Rを通じた持続可能な資源循環

アジアでの循環型社会の構築に向けた日本の貢献 (その1)

直面する課題

- •廃棄物の発生の増大と質の多様化による不 適正な処理
- ●循環資源の越境移動の活発化による国内外 の廃棄物処理・リサイクルシステムへの影響
- •資源消費の拡大と価格の高騰



基本的な考え方

国際的な循環型社会を構築するために、 まず各国の国内で循環型社会を構築し、 廃棄物の不法な輸出入を防止する取組 を充実・強化し その上で循環資源の輸出入の円滑化を 図る

ことが必要。

我が国は、G8議長国となる2008年を目指して3Rイニシアティブの推進に向けてリーダーシップを発揮

国際的な循環型社会のイメージ



前提:それぞれの国において循環型社会を実現

- ・我が国において、モデルとなる取組を推進
- ・途上国の取組を支援

アジアでの循環型社会の構築に向けた日本の貢献 (その2)

循環型社会の日本モデル

制度、技術・システム、各主体による取組・連携を核とした 「*循環型社会の日本モデル*」をアジアを中心に展開

(制度)

- ◆ 廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化
- ◆ 容器包装リサイクル法等各種リサイクル法の制定と拡大生産者責任の考え方の導入
- ◆ 循環型社会形成推進基本法に基づく法体系の確立、資源生産性等の目標設定
- ◆ PCBなど負の遺産の処理 / ダイオキシンの大幅削減 等

(技術・システム)

- ◆ 家電や自動車等における環境配慮設計
- ◆ 生産設備を活用した高度なリサイクルシステム
- ◆ 廃プラスチックのガス化・油化技術
- ◆ ダイオキシン対策と発電を両立させた焼却技術
- ◆ 最終処分場の高度な管理技術 等

(各主体による取組・連携)

- ◆ 市民によるリサイクル活動等への参加
- ◆ エコタウンを通じた効率的な施設整備と地域活性化
- ◆ 企業による自主的な取組 等



写真 市民によるごみの分別